

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、奈良市、御杖村及び東吉野村における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

令和三年一月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 調査を行った者の名称

奈良市

御杖村

東吉野村

二 調査を行った期間

奈良市 平成二十五年七月二十四日から平成二十九年三月二十一日まで

御杖村 平成三十年六月十五日から令和二年一月三十日まで

東吉野村 平成二十九年七月八日から平成三十一年二月二十八日まで

三 成果の名称

奈良市都祁小山戸町の一部の地籍図及び地籍簿

御杖村（大字神末の一部）の地籍図及び地籍簿

東吉野村（大字小川の一部）の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

奈良市都祁小山戸町の一部の地域

宇陀郡御杖村大字神末の一部の地域

吉野郡東吉野村大字小川の一部の地域

五 認証年月日

令和二年十二月十四日